共生社会の実現に向けて

12月3日から9日は障害者週間です

障害者週間は、平成16年6月に障害者基本法で定められ、障がい者への理解や関心を深める目的で制定されました。週間中は、行政機関や関係機関で、意識啓発に関する取組みを行っています。

◆障害者差別解消法をご存知ですか？

正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。障がいのある人とそうでない人が、人格や個性を尊重し共生できる社会を実現するために、平成28年4月から施行されました。国・都道府県・市町村などの役所、会社やお店などの事業者が障がいのある人に対し、正当な理由がなく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

障がいを理由とした不当な差別にあたる行為の例
- 入店を断る。
- 病院の受診や学校の入学を拒否する。
- 必要がないのに付添人の同行を求める。
- 本人の意向を考慮せず必要ない物を買わせる。

◆合理的配慮とは？

国・都道府県・市町村などの役所、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から「社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている」と意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。令和6年4月1日からは、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

合理的配慮の例
- 飲食店を利用する際、車椅子で着席したい。
  → 椅子を片付け、車椅子で座れる空間を作る。
- 障がいにより、言葉でのやり取りが難しい。
  → 筆談や手話などで対応する。
- 配付物の文字が小さくて読めない。
  → 配付物の文字を拡大して、相手に読みやすくする。
- 窓口で手続きをする際、周囲の目が気になる。
  → 周囲に人がいない場所や個室での手続きを行う。

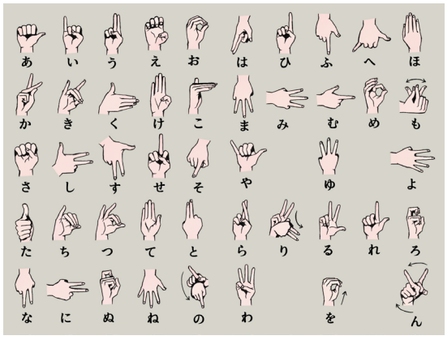

◆相談窓口

障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供について、ご相談がありましたら、社会福祉課障がい福祉担当までご連絡ください。ご相談は、窓口に限らず電話、FAX、メールでも可能です。

問合せ　社会福祉課☎(42)8435・FAX(43)5600・✉syakai@city.satte.lg.jp

社会保険料控除の所得申告参考資料の郵送

令和6年中に納付した国民健康保険税、65歳以上の介護保険料、後期高齢者医療保険料は、令和6年分の所得税確定申告、市・県民税の所得申告の際に、「社会保険料控除」の対象となります。令和7年1月下旬に「所得申告参考資料」を郵送しますので、ご利用ください。

なお、65歳以上の人は、普通徴収（納付書・口座振替による納付）の人にのみ郵送します。特別徴収（年金天引きによる納付）の人は、令和7年1月下旬に日本年金機構などから郵送される「公的年金等の源泉徴収票」をご利用ください。

問合せ

国民健康保険税について
納税課☎(43)1111内線152・FAX(43)1125

介護保険料について
介護福祉課☎(42)8444・FAX(43)5600

後期高齢者医療保険料について
保険年金課☎(43)1111内線197・FAX(43)1125

公的年金などの源泉徴収票の再交付について
ねんきんダイヤル☎0570(05)1165

障害者控除対象者認定書の交付

所得税確定申告または、市・県民税の申告の資料として、対象となる人には、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。

受　付　1月6日(月)から

対　象　65歳以上で要介護1～5の認定を受けている人
※身体障害者手帳などを取得している人は手帳により控除を受けることができます。

申　請　申請書に必要事項を記入の上、直接介護福祉課へ
※申請書は介護福祉課または、市ホームページから取得できます。
※申請者の本人確認書類、代理人が申請する場合は本人からの委任状が必要です。

問合せ　介護福祉課☎(42)8444・FAX(43)5600

市民公開講座「世界骨粗鬆症デー in 幸手2024」を開催しました

10月19日(土)にウェルス幸手で開催したイベントに、107人もの人にご来場いただきました。

参加者からは、専門医の話を聞き「骨折が死に結びつくと知り、怖くなり注意していこうと思った」や「口腔ケアを怠ると認知症に繋がること、さまざまな病気を発症することを学ぶことができたので、口腔ケアをしっかり行いたいと思う」という感想が寄せられました。また、測定を受けられた人からは、「自分の体を知る良い機会になった」や「また機会があれば参加したい」という声がありました。

◀骨粗鬆症の話

▶口腔ケアの話

問合せ　健康増進課☎(42)8421